

令和5年度第1回 被害者保護増進等事業の効果検証に
関するワーキンググループ
議事次第

日 時：令和5年7月7日(金)

10:00～12:00

(Web会議方式)

(議題)

1. 開会
2. ワーキンググループの設置について
3. 今後の検討会等開催スケジュールについて
4. 被害者保護増進等事業の効果検証について
5. 意見交換
6. 閉会

(配付資料)

議事次第

出席者名簿

資料1 ワーキンググループ設置要綱

資料2 今後の検討会等開催スケジュール案

資料3 被害者等支援・事故防止の効果検証について

参考資料 (独)自動車事故対策機構 各事業に係る評価項目

被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループ
委員等名簿

(敬称略、50音順)

○ 委員

(有識者)	古笛 恵子	弁護士
	福田 弥夫	日本大学危機管理学部教授
	麦倉 泰子	関東学院大学社会学部教授
(関係団体)	小沢 樹里	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 代表理事
	加藤 憲治	一般社団法人日本自動車会議所 保険特別委員長
	金子 晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
	桑山 雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
	古謝 由美	NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
	坂口 正芳	一般社団法人日本自動車連盟 会長
	徳政 宏一	NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

金融庁 監督局保険課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省 医政局 地域医療計画課
一般社団法人日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
独立行政法人自動車事故対策機構
損害保険料率算出機構

【事務局】国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループ設置要綱 (案)

1. 趣旨

本ワーキンググループは、国土交通省自動車局におかれる被害者保護増進等事業に関する検討会(以下「検討会」という。)の設置要綱3.(3)に基づき、自動車事故被害者、その家族及び遺族団体、自動車ユーザー団体等の関係団体の率直な意見交換により、被害者保護増進等事業の効果の検証及び今後の自賠制度による被害者支援及び事故防止対策を検討することを目的として、検討会の下に設置する。

2. ワーキンググループの名称

「被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループ」とする。

3. ワーキンググループの構成

- (1) ワーキンググループは、国土交通省が主催するものとし、有識者、関係団体等を構成員とする。(別紙)
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

4. ワーキンググループの運営

- (1) 検討会には、座長1名置く。座長が不在の場合、代理を指名することが出来る。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本ワーキンググループは、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (4) 議事概要及び資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- (5) この設置要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

5. その他

事務局を国土交通省自動車局保障制度参事官室に置く。

被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループ
委員等名簿

(敬称略、50音順)

○ 委員

(有識者)	古笛 恵子	弁護士
	福田 弥夫	日本大学危機管理学部教授
	麦倉 泰子	関東学院大学社会学部教授
(関係団体)	小沢 樹里	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 代表理事
	加藤 憲治	一般社団法人日本自動車会議所 保険特別委員長
	金子 晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
	桑山 雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
	古謝 由美	NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
	坂口 正芳	一般社団法人日本自動車連盟 会長
	徳政 宏一	NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

金融庁 監督局保険課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省 医政局 地域医療計画課
一般社団法人日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
独立行政法人自動車事故対策機構
損害保険料率算出機構

【事務局】国土交通省 自動車局 保障制度参事官室



今後の検討会等 開催スケジュール案

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自賠審		※令和5年度の検討会及びワーキンググループは本資料のとおり実施予定だが、次年度以降必要に応じ、開催時期・回数を適宜見直しを行い、より効果的な会とするよう努めることとする。									審 議 会	自 賠 責 保 険	
検討会													被害者保護増進等 事業検討会
ワーキング グループ				効果検証に関する ワーキンググループ									
予算要求					概算要求 各省庁				閣議決定 予算案			次年度予算 成立	

被害者等支援・事故防止の効果検証 について

令和5年7月7日
自動車局

第7回 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会(R4年3月) 資料5抜粋

効果検証の実施方法案【概略】

- 社会復帰促進等事業におけるPDCAサイクルによる効果検証をベースとする
- PDCAの「C(評価)」に際しては、民間運用益事業における財源論・必要性・効率性の3つの視点を勘案し、評価
- 評価の結果、効果の乏しい施策については、その理由を分析し、改善措置を講じる。

被害者等支援・事故防止の評価手続き

Step1 国土交通省・NASVAにおける目標設定

成果指標及び目標数値を設定

Step2 国土交通省における評価

成果指標及び目標数値をもとに、実際の到達状況に至る主な要因・プロセス等に基づき財源論・必要性・効率性の3つの視点を勘案し、評価(A~Dの4段階評価)

Step3 勘定のあり方に関する検討会における審議

国交省における評価を踏まえ、検討会における審議を実施

評価の観点

【財源論】

自動車ユーザーが支払った保険料の運用益や賦課金等を活用することが適切か。

【必要性】

被害者等の保護の増進や事故防止に資すべきものとの観点から、必要性が高いものである

【効率性】

限られた財源により被害者等の保護の増進や事故防止に最大限の効果を図るべきとの観点から、効率性の高いものであるか。

被害者等支援・事故防止の評価方法

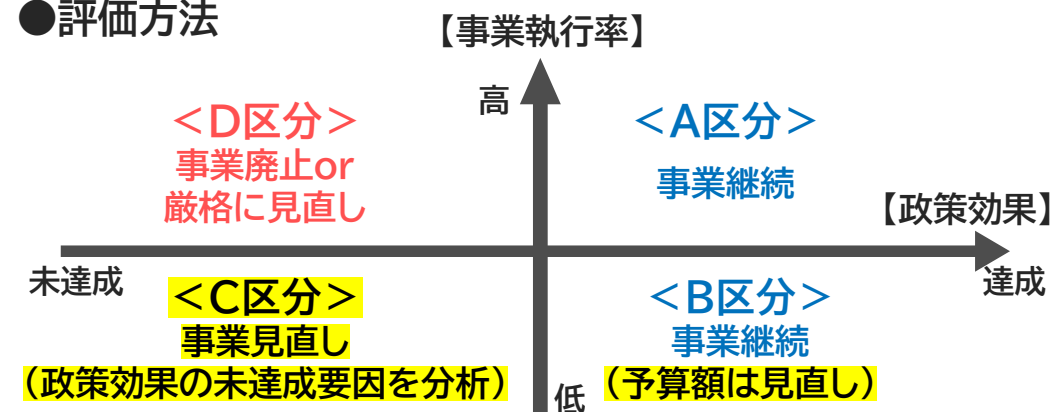
P (計画)

事業ごとに目標設定
・アウトカム指標(政策効果) ・アウトプット指標(事業執行率)

C (評価)

目標ごとに、A~Dの4区分で評価

●評価方法



A (改善)

- ・ 評価結果を検討会で確認
- ・ 評価結果を翌年度予算要求に反映
- ・ 賦課金額の水準の検討に活用

被害者等支援・事故防止に係る施策一覧表①

事業番号	事業名	事業概要	R5予算額(億円)	評価	評価理由
被1	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金(被害者援護関係)	自動車事故被害者の保護を増進するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給、交通遺児等への貸付を行うための経費。	94.0億円の内数	A	業務は妥当で効率化は第三者委からも評価。ただし、不知によりサービスが享受できないことがないよう、周知・広報のあり方は要検討。
被2	独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料の支給等	自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対し、障害の程度に応じて介護料を支給。	41.3億円	A	介護支援効果の評価は高水準で推移している。引き続き受給者のニーズに沿う支援を行っていく。
被3	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金	(独)自動車事故対策機構が設置・運営している療護センターの高度先進医療機器等の調達費用を補助。	6.2億円	A	療護施設の施設整備については計画どおり執行されている。引き続き、高度先進医療機器等の整備の必要性の検証及び調達の合理化を図りつつ、適切な治療・看護を行うことが必要。
被4	独立行政法人自動車事故対策機構育成資金貸付	自動車事故により保護者が死亡、または重度の後遺障害となったため、生活困窮となった義務教育修了前の児童に無利子で資金を貸付する制度。	0.0億円	A	不知によりサービスが享受できないことがないよう、制度周知の方法を要検討。
被5	短期入院協力事業	積極的に短期入院の受入れを行う一般病院を指定し、当該指定を受けた病院に対し、短期入院の受入体制の整備・強化に係る経費の一部を補助。	1.7億円	C	短期入院利用者数は増えているものの執行率は低調に推移。令和4年度から重点支援病院制度を創設したところ、その見直し効果について今後検証することが必要である。
被6	短期入所協力事業	積極的に短期入所の受入れを行う事業所を指定し、当該指定を受けた施設に対し、短期入所の受入体制の整備・強化に係る経費の一部を補助。	1.3億円	C	短期入所利用者数は増えているものの執行率は低調に推移。令和5年度より重点支援施設制度を創設したところ、その見直し効果について今後検証することが必要である。

被害者等支援・事故防止に係る施策一覧表②

事業番号	事業名	事業概要	R5予算額(億円)	評価	評価理由
被7	自動車事故被害者受入環境整備事業 (旧:在宅生活支援環境整備事業)	グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や設備導入等に係る経費の一部を補助。	5.2億円	B	自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿について早急に整備することが求められており、事業の必要性は高いが執行率は低調に推移。ニーズを踏まえ、R5年度より求人情報発信費について拡充したところ、その見直し効果を今後検証することが必要である。
被8	社会復帰等促進事業	高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援に係る経費の一部を補助。	0.8億円	A	支援事業者数及び執行率ともに目標値を達成。R5年度では支援事業者数の拡充を行い、さらなる支援拡大を図る。
被9	被害者等支援の充実に係る調査研究	被害者等支援の内容について不断の見直しを継続的に行うために実施する調査研究。	0.17億円	B	被害者支援のニーズが高度化していることから、各種支援施策を講じてきたところ、より効果的(A評価)な被害者等支援業務とするため、引き続き必要な調査を継続していく。
被10	自動車事故相談及び示談あつ旋事業	自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助。	5.7億円	A	執行率は高水準で推移。電話相談のフリーダイヤル化や相談受付時間の拡充等のニーズに対応した見直しを実施したところ。引き続きニーズを踏まえて必要に応じて事業内容を見直しすることが必要である。
被11	交通遺児育成給付金支給事業	自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助。	0.27億円	A	交通遺児の生活基盤の安定を図り、健全な育成を図る上で大きな役割を果たしており、事業の必要性は高いが、新規加入者数が目標に達しなかったところ。そのため、制度の不知により加入できない者が生じないよう、引き続き周知・広報の充実に図る必要がある。

被害者等支援・事故防止に係る施策一覧表③

事業番号	事業名	事業概要	R5予算額(億円)	評価	評価理由
事1	独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金(自動車アセスメント関係)	ユーザーによる安全な自動車の選択とメーカーによる安全な自動車の開発を促進するため、市販の自動車の安全性を車種ごとに点数化し、公表。	94.0億円の内数	A	8車種以上の評価を実施し、新車販売に対するカバー率も80%を超えているため。一方で、今後の技術状況を踏まえ、評価対象項目の検討が必要。
事2	独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金(安全指導関係)	運行管理者等に対し、講習や適性診断を通じ、運転時の留意点等を助言・指導することで、事業者における安全意識の向上、重大事故の未然防止を目的とする事業。	94.0億円の内数	A	運行管理者及び運転者の安全意識の向上及び事故の未然防止に資するものであるため。また、今後の道路交通環境を踏まえた講習内容等の見直しを行っている。
事3	自動車運送事業の安全総合対策事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)	大きな被害を伴う事故を発生させる蓋然性が高い事業用自動車(トラック・バス・タクシー)を中心に、ASV技術の普及を促進するため導入補助を実施。	13.34億円の内数	A	3,000件以上のASV搭載車等を導入し、死者数も目標に向けて着実に減少している。一方で今後の技術状況等を踏まえ、適宜補助対象装置の見直しを行うことが必要。
事4	事故防止・運行管理高度化に係る機器等の導入支援等	大きな被害を伴う事故を発生させる蓋然性が高い事業用自動車の事故防止に向け、デジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の事故の防止や運行管理の高度化に資する機器等の導入に要する経費の一部を補助。	13.34億円の内数	A	第1当事者の死者数は目標に向けて着実に減少している。また、技術開発状況等を踏まえ、適宜補助対象装置の見直しを行っている。

被害者等支援・事故防止に係る施策一覧表④

事業番号	事業名	事業概要	R5予算額(億円)	評価	評価理由
事5	無車検車・無保険車対策	無車検車・無保険車の疑いがある車両のユーザー等へのハガキ送付による注意喚起を行うとともに、警察と連携した街頭検査等により運転者に対して直接指導・警告を行う事業。	1.47億円	A	ハガキの送付により是正した割合が40%に増加した。また執行率は高水準で維持。なお、自賠償保険加入促進については、R5年度において「ユーザー理解促進事業」へ移行することとし、Web広告を行う等の拡充を図る。
事6	事故防止対策の充実(飲酒運転・健康起因事故対策、運行管理の高度化等)	技術の進展や交通環境の変化等を踏まえ、飲酒運転の根絶や健康起因事故の防止、運行管理の高度化等の制度改正に係る調査・検討等を実施することにより、事業用自動車による事故を削減することを目的とした事業。	3.91億円	A	事業用自動車の事故件数は目標に向けて着実に減少しており、事故防止対策が効果的に寄与しているものと考えられるため。また、更なる事故削減に向けて、飲酒運転や過労運転防止対策等に加え、ICT技術状況等を踏まえた施策の検討を行っている。
事7	事故防止対策に係る調査研究	社会的に大きな影響を与えた事業用自動車の事故について、事業用自動車事故調査委員会において科学的・専門的見地から原因を調査・分析し、再発防止策をとりまとめて公表することにより、事故削減につなげていくことを目的とする事業。	1.25億円	A	事業用自動車の事故件数は目標に向かって着実に減少しており、調査結果・再発防止策の公表が事故防止に効率的に寄与しているものと考えられるため。また、更なる事故の削減に向けて、事故の詳細分析や具体的な再発防止策等の検討を行っている。
事8	事故防止対策の充実に係る調査研究	車両情報等の「工学データ」と自動車事故被害者の救護記録等の「医学データ」を統合し、交通事故における人体への障害発生メカニズムを解明することで、身体的特徴に配慮した保安基準の策定、先進事故自動システムの高度化等を実施。	0.8億円	B	死者数、重傷者数は着実に減少しているが、更なる事故低減には、事故データミクロ分析の調査項目数を現在の50項目程度から拡充させて、先進事故自動通報システムの高度化に繋げるなど、さらなる車両の安全対策に必要なデータを集めることが必要なため。

被害者等支援・事故防止に係る施策一覧表⑤

事業番号	事業名	事業概要	R5予算額 (億円)	評価	評価理由
被12	重度脊髄損傷者を対象とした療護施設の設置・運営 (運営費交付金)	自動車事故による重度脊髄損傷者が、回復期以後も継続的かつ十分な治療・リハビリ等の提供が受けられる環境を整備。	94.0億円 の内数	—	—
被13	療護センターの老朽化対策及び機能強化	自動車事故による重度脊髄損傷者が、回復期以後も継続的かつ十分な治療・リハビリ等の提供が受けられる環境を整備。	94.0億円 の内数	—	—
被14	在宅療養環境整備事業	訪問系サービスを提供する事業者における人材不足の課題に対応するため、人材確保に係る支援を実施。	2.4億円	—	—
被15	自動車事故被害者の家族・遺族に対する相談支援(運営費交付金・自動車事故対策費補助金)	NASVAと自動車事故被害者・遺族団体との連携強化、これらの団体による相談対応を支援することにより、相談支援・遺族支援を強化。	1.8億円	—	—
被16	事故被害者へのアウトリーチ強化・ユーザー理解増進事業	被害者支援・事故防止対策に係る取組等について、事故被害者や自動車ユーザーに対して広く、効果的な広報を行う。	6.7億円	—	—
事9	先進安全自動車の整備環境の確保	衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全装置が搭載された車両等の点検・整備を確実に実施できる環境を構築するため、必要な経費の一部を補助。	4.8億円	—	—
事10	高齢運転者対策	高齢運転者の免許返納を促進するための取組。	3.7億円	—	—

令和4年度に行った事業の効果検証 について

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業/制度概要

目的・
必要性

自動車事故による被害者に対し、その身体的又は経済的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車損害賠償保障法による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進するために、ナスバにおいて、療護施設の設置・運営、介護料の支給、交通遺児等への貸付を行うための経費。

対象

ナスバ

事務・事業
スキーム

毎年度所要額を申請し、交付決定された予算をもって各事業を実施。

妥当性

自動車事故被害者の保護の増進に資するものであり、妥当。

効率性

中期期間ごとに定められている一般管理費及び業務経費の削減目標を達成することにより、業務運営の効率化は図られている。

アウトカム指標
(政策効果)

ナスバにおける令和3年度の年度評価のうち「被害者援護業務」において「B区分」以上

R3 実績値: B

アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率 80%

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	73.2	73.8	74.5	76.8	94.0
決算額	73.2	73.8	74.5	76.8	-
予算執行率	100%	100%	100%	100%	- %

【事業内容】



交付



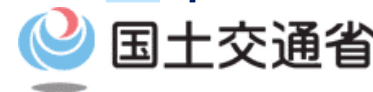
療護施設の設置・運営



介護料の支給



交通遺児等への貸付



評価

A

業務は妥当で効率化は第三者委からも評価。ただし、不知によりサービスが享受できないことがないよう、周知・広報のあり方は要検討。

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・
必要性

自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対し、日常生活において抱える経済的負担を軽減させるため、**ナスバにおいて、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援する制度。**

対象

自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者

事務・事業
スキーム

ナスバが対象者から申請を受け、障害の程度に応じた受給資格を認定し、介護料を支給。

妥当性

自動車事故による重度後遺障害者及びその家族の経済的負担の軽減に資するものであり、妥当。

効率性

介護料受給者の家族に対する調査において、介護支援効果の評価は高水準に推移しており、効率的。

アウトカム指標
(政策効果)

ナスバにおける令和3年度の年度評価のうち「介護料の支給等」の評価が「B区分」以上

R3: B

アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率 80%以上

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	39.1	39.3	40.5	40.9	41.3
決算額	37.5	39.3	39.4	39.0	-
予算執行率	95.8%	99.8%	97.4%	95.2%	- %



重度後遺障害者

【介護料支給額】

- ・ 特I種: 月額 85,310円 ~ 211,530円
- ・ I種: 月額 72,990円 ~ 166,950円
- ・ II種: 月額 36,500円 ~ 83,480円

支給



交付

【介護料支給対象】

- ・ 介護用品: 介護用ベッド、紙おむつ等
- ・ 介護サービス: 訪問入浴、訪問看護等

※ 特I種: I種のうち、自力移動や摂食ができない等の症状があるもの。
I種: 脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で常時介護を要するもの。
II種: " 随時介護を要するもの。



評価

A

介護支援効果の評価は高水準で推移している。引き続き受給者のニーズに沿う支援を行っていく。

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・
必要性

自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対し、適切な治療・看護を実施できるよう、国土交通省において、ナスバが設置・運営している療護センターの高度先進医療機器等の整備費用を補助する制度。

対象

ナスバにおいて設置・運営している療護センター

事務・事業
スキーム

中期計画に基づき所要額を申請し、交付決定された補助金をもって高度先進医療機器等を整備。

妥当性

効果的に質の高い治療を提供するために必要な措置を講じることで、遷延性意識障害者への救済の推進に寄与するものであり、妥当。

効率性

設備更新等を実施することで、質の高い治療の提供を維持することは必須。さらに、治療効果の改善に向けた治療技術の向上にも寄与。

アウトカム指標
(政策効果)

ナスバにおける令和3年度の年度評価のうち「治療・看護の充実」において「B区分」以上

R3実績:B

アウトプット指標
(事業執行率)

第4期中期計画の施設及び設備に関する計画にかかる予算執行率 80%以上

R3実績: 93.7%

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	1.5	1.4	4.1	4.4	6.2
決算額	1.5	1.3	3.8	4.3	-
予算執行率	100%	90.4%	93.7%	97.6%	- %



運営委託先

調達



補助

国土交通省

【補助対象】高度先進医療機器等



CT



MRI



SPECT



MEG

評価

A

療護施設の施設整備については計画どおり執行されている。引き続き、高度先進医療機器等の整備の必要性の検証及び調達の合理化を図りつつ、適切な治療・看護を行うことが必要。

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・
必要性

自動車事故により保護者が死亡、または重度の後遺障害となったため、生活困窮となった義務教育修了前の児童(交通遺児等)に対し、ナスバにおいて、無利子で資金を貸付及び交通遺児家庭同士の交流の場を提供することにより、経済的及び精神的に支援する制度。

対象

自動車事故により死亡した者又は重度の後遺障害が残った者の子弟で、義務教育修了前の児童

事務・事業
スキーム

ナスバが対象から申請を受け、審査の上、資金を貸付。

妥当性

交通遺児等の健全な育成に資するためのものであり、妥当。

効率性

貸付利用者数は減少傾向にあるので、制度周知の方法を要検討。

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	3.8	3.9	3.0	-	-
決算額	3.8	3.9	3.0	-	-
予算 執行率	100%	100%	100%	-%	-%



交通遺児等

貸付

借入

【貸付金額】

- ・一時金 15万5千円
- ・月額 2万円又は1万円
- ・入学支度金(小中学校入学時希望者) 4万4千円

【返済期間】

中学卒業後、6月又は1年据え置き、以後20年間



アウトカム指標
(政策効果)

ナスバにおける令和3年度の年度評価のうち「貸付・精神的な支援の実施」において「B区分」以上

R3実績:B

アウトプット指標
(事業執行率)

交通遺児家庭同士の交流会の実施率 100回以上

R3実績: 130回

評価

A

不知によりサービスが享受できないことがないよう、制度周知の方法を要検討。

被 5

短期入院協力事業

実施主体	一般病院（国土交通省の指定する短期入院協力病院）	担当部署	自動車局 保障制度参事官室
------	--------------------------	------	------------------

事業／制度概要

目的・必要性
 介護者の病気や休養等の際や専門的なりハビリを受けたい際に、在宅の自動車事故による重度後遺障害者が安心して短期入院を利用することができるよう、国土交通省で積極的に短期入院の受入れを行う一般病院を指定し、当該指定を受けた病院に対し、短期入院の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。
 また、令和4年度より、リハビリを積極的に提供する協力病院を重点支援病院として全国10ブロック指定し、リハビリの提供を強化する制度を創設

対象
 一般病院
 （国土交通省の指定する短期入院協力病院）

事務・事業スキーム
 自動車局保障制度参事官室から補助金執行業務を委託されている補助金事務局が補助対象事業者より申請を受け、審査の上、補助金を交付。

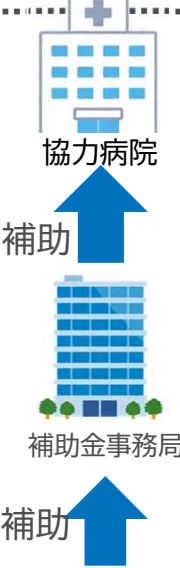
妥当性
 自動車事故被害者の在宅での療養環境の改善やリハビリによる機能維持に資するものであり、妥当。

効率性
 新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により短期入院そのものの利用が落ち込んだ結果、執行率が低下。令和4年度より重点支援病院制度の創設。

アウトカム指標 (政策効果)	短期入院(入所)受入れのための体制の整備・強化実施目標件数:37件以上 R4 実績値:22件
アウトプット指標 (事業執行率)	予算(補助金)執行率 70%以上

予算の概況 (億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	1.73	1.30	1.34	1.70	1.70
決算額	1.22	0.36	0.34	0.49	-
予算執行率	70.5%	27.7%	25.5%	28.8%	-%



短期入院協力病院
 【補助要件】
 補助対象年度中にナスバ介護料受給者の利用があること
 【補助対象】
 医療機器等の導入経費・研修経費等
 【補助上限額・補助率】
 補助率:定額、3/4、1/2、1/4
 補助上限額:800万

重点支援病院
 【補助要件】
 補助対象年度中にナスバ介護料受給者の利用があること
 【補助対象】
 医療機器等の導入経費・研修経費等
 【補助上限額・補助率】
 補助率:定額
 補助上限額:1000万

（特殊浴槽）（医用テレメーター）

国土交通省

評価 C

短期入院利用者数は増えているものの執行率は低調に推移。令和4年度から重点支援病院制度を創設したところ、その見直し効果について今後検証することが必要である。

被 6

短期入所協力事業

実施主体

短期入所を提供する障害福祉サービス等事業所
(国土交通省の指定する短期入所協力施設)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・必要性

介護者の病気や介護休養等の際に、在宅の自動車事故による重度後遺障害者が安心して短期入所を利用することができるよう、国土交通省において、積極的に短期入所の受入れを行う事業所を指定し、当該指定を受けた施設に対し、短期入所の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。
また、令和5年度より夜間等の医的行為を行うことが可能な協力施設を重点支援施設として全国10ブロック指定を行い、医的ケアの提供を強化する制度を創設。

対象

短期入所を提供する障害福祉サービス等事業所
(国土交通省の指定する短期入所協力施設)

事務・事業スキーム

自動車局保障制度参事官室から補助金執行業務を委託されている補助金事務局が補助対象事業者より申請を受け、審査の上、補助金を交付。

妥当性

自動車事故被害者の在宅での療養環境の改善に資するものであり、妥当。

効率性

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により短期入所そのものの利用が落ち込んだ結果、執行率が低下。令和5年度より重点支援施設制度の創設

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	0.31	0.29	0.22	0.30	1.30
決算額	0.19	0.07	0.07	0.06	-
予算執行率	61.3%	24.1%	31.8%	20.0%	-%




協力施設

補助



補助金事務局

補助

 国土交通省

評価

C

短期入所利用者数は増えているものの執行率は低調に推移。令和5年度より重点支援施設制度を創設したところ、その見直し効果について今後検証することが必要である。

アウトカム指標 (政策効果)

短期入院(入所)受入れのための体制の整備・強化
実施目標件数:37件以上

R4 実績値:22件

アウトプット指標 (事業執行率)

予算(補助金)執行率 70%以上

実施主体

障害者支援施設、共同生活援助(グループホーム) (公募)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業/制度概要

目的・必要性

自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や設備導入等に係る経費を補助。

対象

公募に応じた障害者支援施設、共同生活援助(グループホーム)

事務・事業スキーム

自動車局保障制度参事官室から補助金執行業務を委託されている補助金事務局が補助対象事業者より申請を受け、審査の上、補助金を交付。

妥当性

自動車事故被害者の療護環境の改善に資するものであり、妥当。

効率性

R4年度見直しに伴い、R5年度より一部補助対象経費の拡充を行う。

アウトカム指標
(政策効果)

在宅生活受入れのための環境の整備・強化実施目標件数:36件以上

R4 実績値:31件

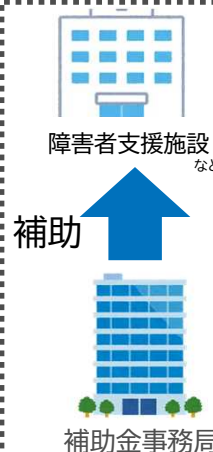
アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率 70%以上

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	3.00	3.13	3.24	3.73	5.20
決算額	2.35	1.28	2.16	1.42	-
予算執行率	78.3%	40.9%	66.7%	38.1%	-%



【補助要件】

・補助対象年度中に在宅での療養生活を送る自動車事故被害者の利用があること など

【補助対象】

・介護機器等の導入に係る経費



介護リフト



介護ベッド

・介護職員などの人件費に係る経費 など



評価

B

自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿について早急に整備することが求められており、事業の必要性は高いが執行率は低調に推移。ニーズを踏まえ、R5年度より求人情報発信費について拡充したところ、その見直し効果を今後検証することが必要である。

実施主体

自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する障害福祉サービス等事業所

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・必要性

自動車事故による高次脳機能障害者の社会復帰の促進を図るため、自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害者が病院・事業所から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う制度。

対象

自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する障害福祉サービス等事業所

事務・事業スキーム

自動車局保障制度参事官室が公募を行い、有識者と審査の上、補助対象事業者を選定。選定された事業者は、当室より執行業務を委託されている補助金事務局へ申請を行い、審査の上、補助金を交付。

妥当性

自動車事故による高次脳機能障害者にかかる社会復帰の促進に資する事業であり、妥当。

効率性

令和4年度にモデル事業として創設。高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向けた取組みの検証を実施するものであり、妥当。

アウトカム指標
(政策効果)

自動車事故による高次脳機能障害者の社会復帰の促進に向けた目標件数: 4件以上

R4実績値: 4件

アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率 70%以上

予算の概況

	(億円)				
	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	-	-	-	0.42	0.82
決算額	-	-	-	0.33	-
予算執行率	-%	-%	-%	78.6%	-%



評価

A

支援事業者数及び執行率ともに目標値を達成。R5年度では支援事業者数の拡充を行い、さらなる支援拡大を図る。

実施主体

国土交通省

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・必要性

自動車事故被害者の当事者、その家族や遺族への支援は厚労省における医療・障害福祉施策や地方公共団体における支援を巡る情勢の中で日々変化。新たに顕在化する課題も露見することから、被害者等支援の内容について不断の見直しを継続的に行うために実施する調査研究。

対象

委託先(調査会社)

事務・事業スキーム

自動車局保障制度参事官室において調査会社を調達の上、調査研究を実施。

妥当性

自動車事故被害に遭われた当事者やその家族、遺族を支援する方策について調査研究するものであり、妥当。

効率性

執行率も高水準で推移しており、効率的。

アウトカム指標
(政策効果)

被害者等支援事業の全体のA評価割合70%以上

R4実績:63%

アウトプット指標
(事業執行率)

予算執行率:80%以上

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	0.24	0.19	0.16	0.20	0.17
決算額	0.21	0.12	0.16	0.11	-
予算執行率	87.5%	63.2%	100%	55%	-

被害者等支援を巡る課題

急性期病院退院後のリハビリはどこで？

在宅療養中の相談先はどこ？

介護者なき後の生活の場はどこ？

遺族の方への支援は何が考えられる？ etc...

課題が山積しているほか、急激に変化する社会情勢への変化に柔軟に対応することが必要

被害者等支援を巡る諸課題解決のため調査研究を実施

評価

B

被害者支援のニーズが高度化していることから、各種支援施策を講じてきたところ、より効果的(A評価)な被害者等支援業務とするため、引き続き必要な調査を継続していく。

実施主体

日弁連交通事故相談センター

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・
必要性

自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する制度。

対象

日弁連交通事故相談センター

事務・事業
スキーム

自動車局保障制度参事官室が補助対象事業者より申請を受け、審査の上、補助金を交付。

妥当性

自動車事故被害者の金銭面での補償に係る負担軽減に資するものであり、妥当。

効率性

全国に無料での法律相談に応じる唯一の組織であり、示談あっ旋率も高水準で推移。執行率も高水準で推移しており、効率的。

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	5.71	5.71	5.70	5.70	5.70
決算額	5.69	5.57	5.70	5.70	-
予算 執行率	99.6%	97.5%	100%	100%	-%



日弁連交通事故相談センター

補助



【補助対象】

気軽にお電話で相談を

無料で 弁護士 電話相談

会って直接話したい

無料で 弁護士 面接相談

30分×原則5回まで

交通事故による

無料で 高次脳機能障害

について相談する

交通事故の

無料で 示談・あっ旋

アウトカム指標
(政策効果)

示談あっ旋目標成立率 83%以上

R4 実績値:83.3%

アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率 70%以上

評価

A

執行率は高水準で推移。電話相談のフリーダイヤル化や相談受付時間の拡充等のニーズに対応した見直しを実施したところ。引き続きニーズを踏まえつつ必要に応じて事業内容を見直しすることが必要である。

実施主体

(公財)交通遺児等育成基金

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・
必要性

自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備し、自動車事故被害者の救済を図る。

対象

(公財)交通遺児等育成基金

事務・事業
スキーム

自動車局保障制度参事官室が補助対象事業者より申請を受け、審査の上、補助金を交付。

妥当性

自動車事故被害者の金銭面での補償に係る負担 軽減に資するものであり、妥当。

効率性

交通遺児加入者数は減少傾向であるが、執行率は同水準で推移しており、改善の余地あり。

アウトカム指標
(政策効果)

交通遺児新規加入者数
※R4年度 目標値:20人以上
(直近の実績に事故死者数傾向を加味して設定)

R4 実績値:20人

アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率 70%以上

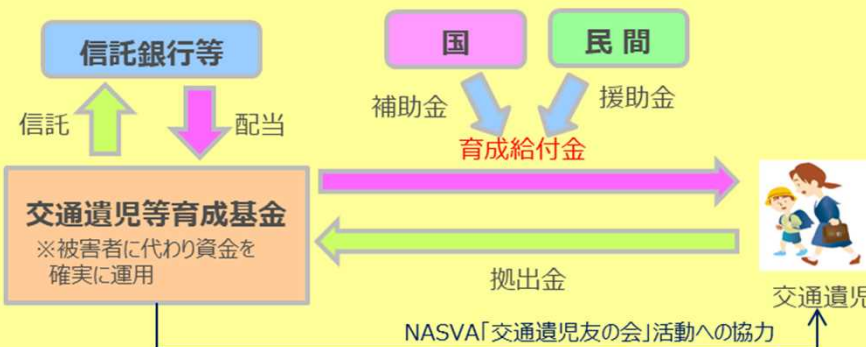
予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	0.20	0.24	0.23	0.23	0.27
決算額	0.16	0.17	0.19	0.19	-
予算執行率	80.0%	70.8%	82.6%	82.6%	-%

<交通遺児育成給付金支給事業>

交通遺児育成給付金支給事業は、自動車事故の交通遺児が、損害保険会社などから支払われる損害賠償金等の中から、拠出金を(公財)交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、(公財)交通遺児等育成基金が、拠出金を公社債等で安全・確実に運用し、これに毎年の国の補助金や民間からの援助金を加えて、交通遺児に対し満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度。



評価

A

交通遺児の生活基盤の安定を図り、健全な育成を図る上で大きな役割を果たしており、事業の必要性は高いが、新規加入者数が目標に達しなかったところ。そのため、制度の不知により加入できない者が生じないよう、引き続き周知・広報の充実を図る必要がある。

事 1

独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金(自動車アセスメント関係)

実施主体	独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)	担当部署	自動車局 技術・環境政策課
------	------------------------	------	------------------

事業／制度概要

目的・必要性	市販されている自動車の安全性を評価・公表することにより安全性能の「見える化」を行い、 ・自動車ユーザーが安全性の高い自動車を選択しやすい環境の整備 ・自動車メーカーによる技術開発の促進を図る事業。
対象	NASVA
事務・事業スキーム	国交省が定めるロードマップに基づき、自動車の安全性について試験・評価・公表等を行う。
妥当性	自動車の安全性を「見える化」することでユーザーの安全な車選びに資することから妥当。
効率性	販売台数や技術開発の動向を踏まえた適切な対象車種の選定や試験項目の設定を行っており効率的。

予算の概況

	(億円)				
	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	73.2 の内数	73.8 の内数	74.5 の内数	76.8 の内数	94.0 の内数
決算額	73.2 の内数	73.8 の内数	74.5 の内数	76.8 の内数	—
予算執行率	100%	100%	100%	100%	—%



アウトカム指標 (政策効果)

自動車アセスメント評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率:80%以上
R4実績:81.9%

アウトプット指標 (事業執行率)

自動車アセスメント評価実施車種数:8車種以上
R4実績:13車種

評価

A

8車種以上の評価を実施し、新車販売に対するカバー率も80%を超えているため。一方で、今後の技術状況を踏まえ、評価対象項目の検討が必要。

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)

担当部署

自動車局安全政策課

事業／制度概要

予算の概況

目的・必要性

【事業者向け講習及び適性診断の実施】
運行管理者等に対し、講習や適性診断を通じ、運転時の留意点等を助言・指導することで、事業者における安全意識の向上、重大事故の未然防止を目的とする事業。

対象

- ・運行管理者
- ・運行管理者試験受験予定者
- ・事業用自動車運転者

事務・事業スキーム

NASVAにおける運行管理者等に対する指導講習及び適性診断の実施及び民間参入の促進。

妥当性

自動車運送事業者、運行管理者、運転者等の安全意識の向上を図ることにより、事業用自動車による事故の削減に寄与している。

効率性

指導講習及び適性診断について、全国的に受講・受診の機会を確保しつつ、受益者負担の適正化や、民間機関等に対する指導講習教材の頒布・ナスバネット(適性診断システム)の提供などを通じた国費負担の圧縮を図っており、限られた予算で効果的に目標を達成できている。

アウトカム指標
(政策効果)

自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、毎年度4.00以上

R4実績:指導講習 4.55、適性診断 4.65

アウトプット指標
(事業執行率)

指導講習受講者数及び適性診断受診者数
毎年度50万人以上

R4実績:527,596人

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	73.2 の内数	73.8 の内数	74.5 の内数	76.8 の内数	94.0 の内数
決算額	73.2 の内数	73.8 の内数	74.5 の内数	76.8 の内数	—
予算執行率	100%	100%	100%	100%	— %



事業用自動車の重大事故未然防止に貢献

評価

A

運行管理者及び運転者の安全意識の向上及び事故の未然防止に資するものであるため、また、今後の道路交通環境を踏まえた講習内容等の見直しを行っている。

実施主体

国土交通省

担当部署

自動車局
技術・環境政策課

事業／制度概要

目的・
必要性

大きな被害を伴う事故を発生させる蓋然性の高い事業用自動車の事故低減に向けて、これに資するASV技術の普及促進のため、**国土交通省において、自動車運送事業者におけるASV技術搭載車の導入に要する経費の一部を補助する制度。**

対象

自動車運送事業者

事務・事業
スキーム

自動車局技術・環境政策課が補助対象事業者より申請を受け、審査の上、補助金を交付。

妥当性

事故時の加害性の高い事業用自動車の安全対策が進むことにより被害低減が図られることから、妥当。

効率性

直接補助により執行し、また、執行率も高水準で推移しており、効率的。

アウトカム指標
(政策効果)

令和7年までに、事業用自動車が第1当事者の交通事故について、死者数を225人以下、人身事故件数を16,500件以下に減少させる。

R3実績:死者数 249人、人身事故数 22,027件

アウトプット指標
(事業執行率)

本事業によるASV及びデジタル式運行記録計等の導入件数3,000件以上(事1と事2を合わせた指標)

R4実績:3,044件

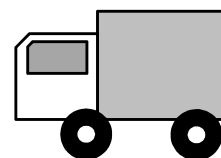
予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	9.9の内数	8.74の内数	8.53の内数	8.79の内数	13.34の内数
決算額	9.60の内数	8.32の内数	8.33の内数	7.69の内数	—
予算執行率	97%	95%	98%	88%	—%

国土交通省

直接
補助



自動車
運送事業者
(バス、タクシー、
トラック)

【補助対象】

- 衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)
- 車線逸脱警報装置 等
- ドライバー異常時対応システム
- 先進ライト
- 側方衝突警報装置
- 統合制御型可変式速度超過抑制装置
- アルコール・インターロック

※令和5年度より、対象装置として自動車間維持装置+車線維持支援制御装置、事故自動通報システムを追加予定。

評価

A

3,000件以上のASV搭載車等を導入し、死者数も目標に向けて着実に減少している。一方で今後の技術状況等を踏まえ、適宜補助対象装置の見直しを行うことが必要。

実施主体

国土交通省

担当部署

自動車局安全政策課

事業／制度概要

目的・必要性

【事故防止対策機器等の導入費補助】
大きな被害を伴う事故を発生させる蓋然性の高い事業用自動車の事故低減に向けて、デジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の事故の防止や運行管理の高度化に資する機器等の導入に要する経費の一部を補助するもの。

対象

自動車運送事業者(中小事業者に限る)

事務・事業スキーム

各地方運輸局等において事業者より申請を受け、本省自動車局安全政策課において審査の上、補助金を交付。

妥当性

事業用自動車の事故防止及び自動車運送事業者の安全意識の深化に資するものであり、妥当。

効率性

補助対象を自ら多額の設備投資を行うことが難しい中小事業者に限定することにより、業界全体での高性能機器等の導入促進を効率的かつ効果的に行っている。

アウトカム指標
(政策効果)

令和7年までに、事業用自動車が第1当事者の交通事故について、死者数を225人以下、人身事故件数を16,500件以下に減少させる。

R3実績:死者数 249人、人身事故件数 22,027件

アウトプット指標
(事業執行率)

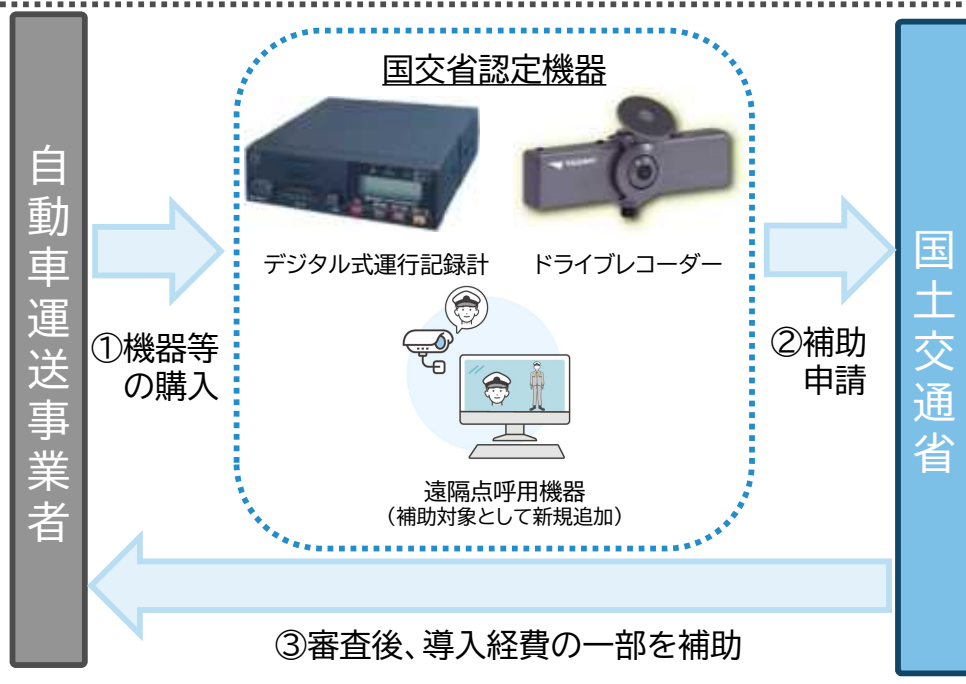
ASV及びデジタル式運行記録計等の導入件数
毎年度3,000件以上(事1と事2を合わせた指標)

R4実績:3,044件

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	9.9の内数	8.74の内数	8.53の内数	8.79の内数	13.34の内数
決算額	9.60の内数	8.32の内数	8.33の内数	7.69の内数	—
予算執行率	97%	95%	98%	88%	—%



評価

A

第1当事者の死者数は目標に向けて着実に減少している。また、技術開発状況等を踏まえ、適宜補助対象装置の見直しを行っている。

実施主体

国土交通省

担当部署

自動車局
保障制度参事官室・整備課

事業／制度概要

目的・必要性

自動車事故防止、自動車事故被害者救済の重大な支障となる無車検車・無保険車の運行を防止するために、対象車両のユーザー等へのハガキ送付による注意喚起を行うとともに、警察と連携した街頭検査等によりドライバーに対して直接指導・警告を行う事業。

対象

国土交通省

事務・事業スキーム

自動車局保障制度参事官室、整備課及び運輸支局等が車両の使用者等に対して直接指導・警告。

妥当性

無車検車両・無保険車両を減少させ、適切な整備機会の確保により、事故防止及び迅速な被害者救済に資するものであり、妥当。

効率性

自動車のユーザー等へ直接働きかけることで、うっかり失念していたユーザー等への効果は高い。執行率も高い水準で推移しているため効率的。

アウトカム指標
(政策効果)

注意喚起ハガキの送付により是正した割合 30%以上

R4実績:40%

アウトプット指標
(事業執行率)

予算執行率 70%以上

予算の概況

(億円)

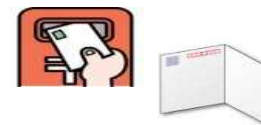
	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	1.21	1.14	1.03	1.19	1.47
決算額	1.21	0.98	0.95	1.14	-
予算執行率	100%	86%	92%	96%	%

ユーザーへの注意喚起による是正

対象車両を抽出



是正を求めるハガキを送付



是正状況の確認



街頭検査における取締り

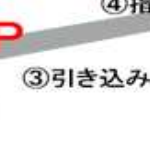
①ナンバー撮影



②車検切れ車両の捕捉



③引き込み



④指導・警告

評価

A

ハガキの送付により是正した割合が40%に増加した。また執行率は高水準で維持。なお、自賠責保険加入促進については、R5年度において「ユーザー理解促進事業」へ移行することとし、Web広告を行う等の拡充を図る。

実施主体

民間事業者(公募)

担当部署

自動車局安全政策課

事業／制度概要

目的・必要性

【飲酒運転・健康起因事故対策、運行管理の高度化等】
技術の進展や交通環境の変化等を踏まえ、飲酒運転の根絶や健康起因事故の防止、運行管理の高度化等の制度改正に係る調査・検討等を実施することにより、事業用自動車による事故を削減することを目的とした事業。

対象

- ・自動車運送事業者、運行管理者
- ・事業用自動車の運転者

事務・事業スキーム

一般競争入札において本事業を担うこととなった民間事業者において調査研究等を実施。

妥当性

事故防止に資する取組を実施することにより、事業用自動車の事故の削減に寄与している。

効率性

飲酒運転事故や近年発生件数が高止まりしている健康起因事故等死傷者を伴いやすい事故及び安全の根幹をなす運行管理について重点的に対策を講じており、限られた予算での事故削減に大きく寄与している。

アウトカム指標
(政策効果)

令和7年までに、事業用自動車第1当事者の交通事故について、死者数を225人以下、人身事故件数を16,500件以下に減少させる。

R3実績: 死者数 249人、人身事故件数 22,027件

- ①健康起因事故対策マニュアル、ガイドラインの認知度 令和7年までに全業態で90%以上
- ②遠隔点呼の導入件数 令和7年までに100件以上

アウトプット指標
(事業執行率)

R4実績: ① 90.9%、② 255件

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	0.68	0.62	0.87	0.87	3.91
決算額	0.66	0.61	0.78	0.62	—
予算執行率	96.7%	98.0%	90.3%	71.4%	—%

飲酒運転の根絶に向けた調査



飲酒傾向の強い運転者に自覚を促す方策や、点呼時におけるアルコールチェックの確実性向上策の調査等

運転者の健康状態に起因する事故の防止



自覚しにくい視野の欠損・狭窄について、タブレット等で早期に発見可能となるよう、視野障害スクリーニング検査手法を検討

社会情勢を踏まえた制度改正



運行管理者講習のオンライン化等を実現するために必要な調査・検討を実施



ICTの進展や普及状況を踏まえ、運送事業の安全確保の肝である運行管理業務への活用について検討等

評価

A

事業用自動車の事故件数は目標に向けて着実に減少しており、事故防止対策が効果的に寄与しているものと考えられるため。また、更なる事故削減に向けて、飲酒運転や過労運転防止対策等に加え、ICT技術状況等を踏まえた施策の検討を行っている。

実施主体

民間機関(公募)

担当部署

自動車局安全政策課

事業／制度概要

目的・必要性

【重大事故の調査分析・再発防止策の公表】
社会的に大きな影響を与えた事業用自動車の事故について、事業用自動車事故調査委員会※において科学的・専門的見地から原因を調査・分析し、再発防止策をとりまとめて公表することにより、事故削減につなげていくことを目的とする事業。

※事業用自動車の重大事故について原因調査・分析を行うことを目的として平成26年6月に設置された法学、医学、工学等の専門家から構成される会議体(次項以降、「委員会」という)。

対象

自動車運送事業者

事務・事業スキーム

随意契約において本事業を担うこととなった民間機関において調査研究を実施。

妥当性

事故原因等を詳細に調査・分析し、再発防止策を実施することにより、事業者に対し、有効な安全対策を講じることを促すを通じ、類似の事故防止を図ることに寄与している。

効率性

事故調査・分析を国自らで実施せず、必要な知見・体制を有する民間機関に委託することにより、限られた予算で重大事故の調査・分析及び再発防止策の実施が効率的かつ効果的に実施できている。

アウトカム指標
(政策効果)

令和7年までに、事業用自動車第1当事者の交通事故について、死者数を225人以下、人身事故件数を16,500件以下に減少させる。

R3実績:死者数 249人、人身事故件数 22,027件

アウトプット指標
(事業執行率)

・特別重要調査対象事故の再現実験 毎年度1件
・事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析及び再発防止策の提言 毎年度平均3件以上

R4実績:再現実験 1件、調査分析及び再発防止対策の提言 3件

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	0.64	0.57	0.57	0.57	1.25
決算額	0.63	0.57	0.57	0.57	—
予算執行率	98%	100%	100%	100%	—%

①事故の現地調査・再現実験
(テストコースを用いた再現を追加)



②委員会における再発防止策の審議



③再発防止策の実施
(動画等によるPRの拡充)

評価

A

事業用自動車の事故件数は目標に向かって着実に減少しており、調査結果・再発防止策の公表が事故防止に効率的に寄与しているものと考えられるため。また、更なる事故の削減に向けて、事故の詳細分析や具体的な再発防止策等の検討を行っている。

実施主体

一般競争入札により選定された者

担当部署

自動車局
技術・環境政策課

事業／制度概要

目的・
必要性

これまで、いわゆるマクロデータと言われる事故概要の把握が可能なデータを基に車両安全対策を実施している。
今後、更なる車両安全対策の為、受傷部位や傷害程度等の医学情報を含む詳細な事故データを用いた分析(マイクロ分析調査)を行う。

対象

一般競争入札により選定された者

事務・事業
スキーム

上記事業者が、調査・分析を行う。

妥当性

事故実態を踏まえた、有効な車両の安全対策に必要な調査であることから妥当。

効率性

予算の範囲内で分析対象とする事故類型を適正に選定しており妥当。

アウトカム指標
(政策効果)

令和12年度までに、車両安全対策により、令和2年比で、30日以内交通事故死者数を1,200人削減及び重傷者数を11,000人削減する。

R4実績(R2対比):30日以内死者数-200人,重傷者数-1748人

アウトプット指標
(事業執行率)

事故データ1件毎のマイクロ分析調査項目数:
55項目以上

R4実績:1件あたり50項目程度

予算の概況

(億円)

	R1	R2	R3	R4	R5
予算額	0.32	0.2	0.2	0.2	0.8
決算額	0.29	0.2	0.19	0.19	—
予算執行率	90.6%	100%	95%	95%	— %

国土交通省から委託を受けた者

これまでにない詳細データを用いた事故分析



・受傷部位
・傷害程度
等



・衝突方向
・衝突の厳しさ
・シートベルト着用有無
等



更なる車両の安全対策

・重傷化を防ぐ安全装置の開発
・事故自動通報システムの精度向上
等

評価

B

死者数、重傷者数は着実に減少しているが、更なる事故低減には、事故データマイクロ分析の調査項目数を現在の50項目程度から拡充させて、先進事故自動通報システムの高度化に繋げるなど、さらなる車両の安全対策に必要なデータを集めることが必要のため。

令和5年度に行う事業について

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・
必要性

自動車事故による重度脊髄損傷者が、回復期を経過した後の維持期・慢性期において、リハビリテーションの機会の確保が困難であるとの声を受け、重度脊髄損傷者が、回復期以後においても引き続き病院での継続的かつ十分な治療・リハビリ等の提供が受けられる環境を整備する。

対象

自動車事故により脊髄を損傷し、常時介護が必要となった重度後遺障害者

事務・事業
スキーム

令和4年度に国土交通省で行う検討会において作成した設置基準に則り、受入病院の選定等重度脊髄損傷者の受入環境を整え、支援。

妥当性

「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」報告書に示された必要な対応として、自動車事故による重度脊髄損傷者の治療・リハビリ等が受けられる環境を整備することで機能改善に資するものであり、妥当。

アウトカム指標
(政策効果)

ナスバにおける令和5年度の年度評価のうち「治療・看護の充実」において「B区分」以上

アウトプット指標
(事業執行率)

重度脊髄損傷者の受入環境整備に向けた入札等を実施し、受託病院を募る

現状と課題

一般病院では継続的な対応が困難



上記期間においても重度脊髄損傷者が在宅復帰するためには、十分なリハビリを受けることが必要

自動車事故により重度の脊髄損傷を負った者のうち、在宅復帰まで1年超の期間を要した者が7割(うち2年以上が3割)

重度脊髄損傷者を対象とした受入環境を整備することによって、重度脊髄損傷者の治療・リハビリ機会を確保し、自動車事故被害者救済対策の充実を図る

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・必要性

ナスバが施設を保有する療護センターにあっては、昭和59年設置の千葉療護センターをはじめ、療護センターの経年劣化等が進行しており、利用者の安全・安心の確保のため、老朽化対策を講じていくことや利用者ニーズを的確に把握し、療護センターの最適な機能の充実を図ることが必要。

対象

ナスバにおいて設置・運営している療護センター

事務・事業スキーム

毎年度所要額を申請し、交付決定された予算をもって事業を実施。

妥当性

遷延性意識障害者に安全・安心して、質の高い治療・看護を提供することが必須。さらに、利用者のニーズを踏まえた機能強化を図ることで、被害者救済の推進に寄与。

アウトカム指標
(政策効果)

ナスバにおける令和5年度の年度評価のうち「治療・看護の充実」において「B区分」以上

アウトプット指標
(事業執行率)

予算執行率 80%以上

現状と課題

- 療護センターの設備は、耐用年数を大きく超過しているものが多く、今後、経年劣化が更に進行すると、停電など入院患者の生命に関わる事故が発生する恐れがある。
- 千葉療護センターをはじめ、全国4カ所にある療護センターの老朽化が進行するなか、「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書(令和3年7月13日)」において、療護施設における治療・看護をはじめとした「サービスの充実」に重きを置く方向で検討すべき旨、老朽化対策にあたっては、被害者ニーズを踏まえた最適な機能強化に取り組むべき旨の考えが示された。



○安全・安心の確保

- 療護センターの老朽化対策については、利用者が安全に安心して利用できる環境を整備。

○機能の強化(リハビリ機能等)

- 利用者及びその家族、自動車事故被害者団体より多く寄せられている療護センターのリハビリテーションの充実等を図る。
- 検査体制の充実や研究機能の強化、看護師の看護能力向上等療護施設におけるサービス提供能力の充実を推進



実施主体

訪問系サービスを提供する事業者

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業/制度概要

目的・必要性

引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻。人材不足を緩和するため、これらの事業者を対象とした人材確保に係る支援制度を創設。

※R3補正予算において、コロナ感染拡大に伴い、人材確保がより困難となる状況への対応として、居宅介護、重度訪問介護を行う事業者などを対象に介護職員等の確保に資する支援を実施

対象

訪問系サービスを提供する事業者

事務・事業スキーム

自動車局保障制度参事官室から補助金執行業務を委託されている補助金事務局が補助対象事業者より申請を受け、審査の上、補助金を交付。

妥当性

自動車事故被害者の介護者なき後を見すえた選択肢の幅を広げるとともに、在宅での療養環境の改善に資するものであり、妥当。

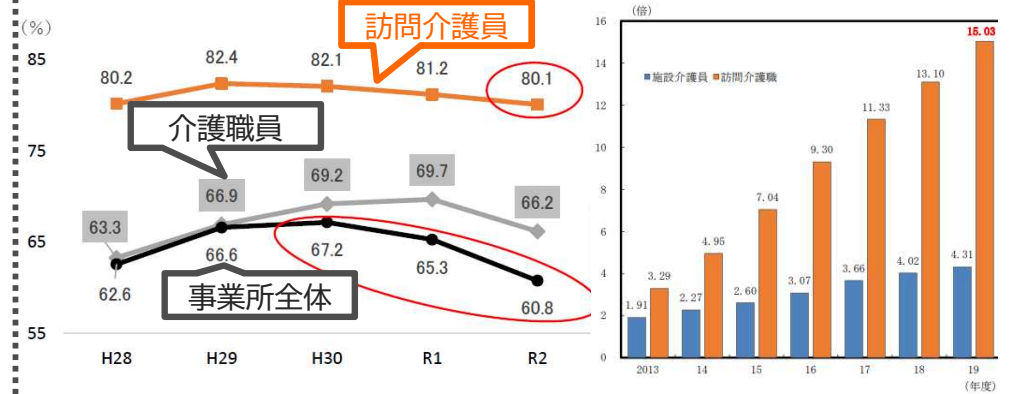
アウトカム指標
(政策効果)

在宅生活者への訪問サービスの提供のための環境の整備・強化実施件数 80%以上

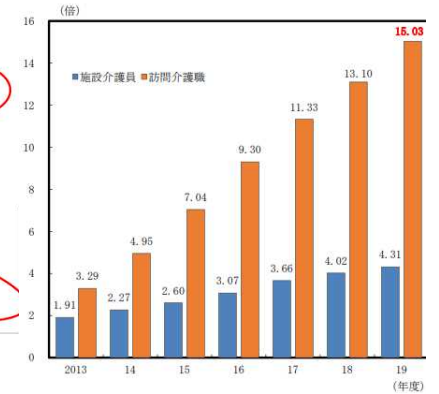
アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率 70%以上

介護人材の不足感の推移



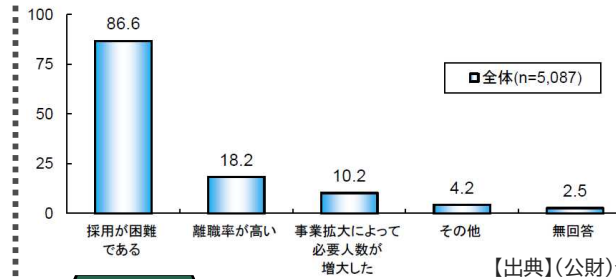
介護サービス職員の有効求人倍率



【出典】(公財)介護労働安定センター 介護労働実態調査

【出典】第182回社会保障審議会介護給付費分科会

なぜ介護人材が不足するのか



【出典】(公財)介護労働安定センター 介護労働実態調査

採用が困難である理由

- ① 他産業に比べて労働条件等が良くない(53.7%)
- ② 同業他社との人材獲得競争が激しい(53.1%)

人材確保に要する経費の支援が必要



訪問系サービス事業所

補助



補助金事務局

補助

国土交通省

【補助要件】

補助対象年度中に在宅での療養生活を送る自動車事故被害者の利用があること

【補助対象】 介護職員の人材雇用に必要な経費 (例: 処遇改善や求人等に要する経費)

実施主体

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)、被害者・遺族団体

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業／制度概要

目的・
必要性

自動車事故被害者等があらゆる時期において相談支援を気軽に受けられる環境の整備や、ナスバによる幅広い関連情報の提供を求める声が寄せられている状況を受け、ナスバにおいて、自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解を深め、これらの方々を構成員とする団体との交流、地方公共団体や障害者福祉団体との連携を図るほか、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介・情報提供等の充実に取り組む。

対象

自動車事故被害者、被害者関係者、遺族団体等

事務・事業
スキーム

ナスバへの運営費交付金の交付及び、ナスバを通じた被害者・遺族団体への支援

妥当性

自動車事故被害に遭われた当事者、家族、遺族を直接的にサポートするものであり、クルマ社会の共助の仕組みにより支えることは妥当。

アウトカム指標
(政策効果)

ナスバにおける令和5年度の年度評価のうち「自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等」において「B区分」以上

アウトプット指標
(事業執行率)

相談支援実施団体からの相談支援実施料にかかる請求について、関係規定等に基づいて適正に処理を行う。

ナスバの相談支援機能強化

課題・現状

- ・ナスバが地方公共団体や障害者福祉団体、被害者・遺族団体等との十分な関係性を構築できていない
- ・被害者・遺族が相談支援を受けられる環境がない



「友の会」の運営
(交通遺児等が参加)

介護料受給者・遺児以外の者も含めた
自動車事故被害者全体の相談支援体制を強化

被害者・遺族団体の相談支援体制強化

課題・現状

- ・交通事故被害者を対象とした相談窓口は各種あるものの対応は日中に限定
- ・被害者・遺族団体への相談は夜間に集中する傾向がある中、無償での対応で継続性に課題

被害者・遺族団体の相談支援体制を強化

R5年度予算額：6.7億円
(R4年度予算額(補正)：6.5億円)

実施主体

国土交通省、独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)

担当部署

自動車局
保障制度参事官室

事業/制度概要

目的・
必要性

賦課金制度の導入に合わせて自動車事故被害者を対象とした支援制度やナスバの認知度が低いことを踏まえ、継続的な周知・広報を実現するため、①まず知ってもらうこと、②知っていただいた方により深く理解していただくこと、③適切に活用いただくこと、を柱に広報の充実を図る。

対象

自動車事故被害者・家族・遺族、
自動車ユーザー等

事務・事業
スキーム

- ① 自動車局保障制度参事官室において広報の専門家の知見を得ながら実施
- ② ナスバへの運営費交付金の交付

妥当性

自動車ユーザーに負担いただいた自賠責保険料を原資とした運用益収入や賦課金の活用方法を周知するとともに、有効に自動車事故被害者に活用いただくための取り組みであり、妥当。

アウトカム指標
(政策効果)

国交省・ナスバが実施する被害者支援について、認知度の倍増(3割)以上を目指す。

アウトプット指標
(事業執行率)

予算執行率：70%以上



自賠責保険料は、あなたのかめだけでなく、自動車事故被害者に渡り、その被害・遺族の生活を支えています。また、交通事故の発生を防止するための交通安全対策にも活用されています。2023年4月から自賠責保険料に新たな事業費が活用され、被害者への支援が強化されています。



専用HPの設置・運営

動画コンテンツの作成

SNS/Webでの
情報発信

マスメディアを活用した周知・広報

ポスター・チラシ等の
作成・配布



実施主体

自動車整備事業者等

担当部署

自動車局整備課

事業／制度概要

目的・必要性

衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全装置が搭載された車両が普及している一方で、装置の誤作動による事故が起きている。自動車が安全に使用されるように点検・整備を適切に行うことの重要性は益々高まっており、国土交通省において、自動車の点検・整備が確実に実施できる環境を構築するために必要な経費の一部を補助する制度。

対象

自動車整備事業者 等

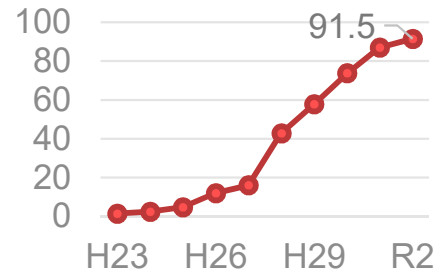
事務・事業スキーム

自動車局整備課において、補助金交付団体を通じ、補助対象者から申請を受け、審査の上、補助金を交付。

妥当性

衝突被害軽減ブレーキ等を搭載する自動車による事故防止に資するものであり、妥当。

衝突被害軽減ブレーキの新車への搭載率



※「ASV技術普及調査（乗用区分）」より

自動車ユーザーからの不具合情報

- ▶ 衝突被害軽減ブレーキ搭載車で衝突の可能性が全くない状態で衝突警報が出る。これまでに7回警告が出ている。
- ▶ 高速道路にて自動車間維持機能を使用して前方の走行車両を追従していたが、気が付くと前方車両を認識せず加速をはじめていた。

※「自動車のリコール・不具合情報」より

補助対象者

【補助要件】

補助事業対象年度中に先進安全装置に整備等に必要の設備（スキャンツールなど）を導入すること

【補助対象】

先進安全装置の整備等に必要の設備の導入経費

※「スキャンツール」とは、自動車のコンピューターに接続し、先進安全装置等の故障情報を読み出すツール

補助

補助金執行団体



アウトカム指標
(政策効果)

1整備工場当たりの事故車の年間入庫台数
(R1年度:92 [台/事業場]
→R17年度:40 [台/事業場])
(2035年度)

アウトプット指標
(事業執行率)

予算(補助金)執行率:70%以上

実施主体

地方公共団体

担当部署

自動車局旅客課

事業／制度概要

目的・必要性

高齢化の進展に伴う高齢運転者の増加に伴い、高齢運転者による交通事故の防止が課題となっているところ、高齢者の移動手段の確保等により、高齢運転者の免許返納を促進することで、運転に不安を抱える高齢者にとっても安全・安心な社会の実現を推進

対象

地方公共団体

事務・事業スキーム

高齢運転者の免許返納の促進に意欲的に取り組もうとする地方公共団体を支援

妥当性

高齢者の移動手段の確保などにより、高齢運転者の免許返納の促進を図ることは、交通事故の防止に直接的に資する施策であるとともに、高齢運転者対策を求める遺族団体の要望にも添うものであり、妥当。

アウトカム指標
(政策効果)

・高齢者の免許返納割合の増加

アウトプット指標
(事業執行率)

予算執行率 70%以上

(万人) 75歳以上及び80歳以上の運転免許保有者数の推移



地方公共団体

支援

【事業内容】

免許返納を行った高齢者に対する公共交通（バス・タクシー）を利用する際の割引を行う地方公共団体に支援を行う。

例えば、地方公共団体が公共交通事業者による割引に加え、追加的な割引を実験的に行う場合に、地方公共団体に対して支援を行い、これにより、高齢者の免許返納をさらに促し、運転に不安を抱える高齢者も暮らしやすい社会の実現につなげることを目指す。

令和3年度

(独) 自動車事故対策機構 検証に係る事業の評価一覧

(令和4年8月26日 「令和3年度業務実績 自己評価報告書」から抜粋)

(令和4年6月24日 自己評価、令和4年7月8日-13日 外部有識者評価)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p>安全指導業務等の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×2×1項目+B3点×2×1項目+B3点×2項目) ÷ (4項目+2項目) =3.33 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	<p>安全指導業務等の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×2×1項目+B3点×2×1項目+B3点×2項目) ÷ (4項目+2項目) =3.33 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <p><評定に至った理由> 重要度及び難易度を「高」と設定している「民間参入の促進」については、指導講習講師・適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施といった取組を着実に実施している上に、指導講習教材の頒布数やナスバネットの提供数は年度計画を上回っている。さらに、他の認定機関の認定取得後の安全指導業務の質の維持が図られるよう指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示する「指導講習認定機関連絡会」の開催や、適性診断カウンセラーの教育・訓練を実施していることは高く評価できる。 また、重要度を「高」と設定している「国の安全対策への貢献」については、貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価</p>

						<p>を受けること」に迅速に対応するため、運輸安全マネジメント評価を実施する新たな組織として運輸安全マネジメント事業部を立ち上げる等して、要員の確保・育成を図り、国が今後実施しようとする自動車事故の発生の防止を目指した対策について、組織をあげて万全の協力を行うべく、実施体制の強化に取り組んでいることも評価できる。</p> <p>以上により安全指導業務等において重点化の対象としている2項目が評価できること等を総合的に判断し、B評価とするものである。</p>
--	--	--	--	--	--	---

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p>被害者援護業務の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2×1項目+B3点×4項目)÷(6項目+1項目) =3.14 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	<p>被害者援護業務の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2×1項目+B3点×4項目)÷(6項目+1項目)=3.14 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <p>〈評定に至った理由〉 被害者援護業務の評価難易度を「高」と設定している「治療・看護の充実」については、遷延性意識障害から脱却し退院した患者（脱却者）は28名であり、さらに、令和3年度中に脱却状態になったものの転院先病院の調整や自宅介護のための自宅改修中等のご家族の事情により未だ入院中の患者（潜在的な脱却者）は9名おり、脱却者28名と同程度の回復が認められた方が他にも存在している。この脱却者等に係る実績は、高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療、ワンフロア病棟システムの運用、プライマリーナーシング、ナスバスコアの活用、治療技術等の各種情報の共有化を図るなど、きめ細かく質の高い治療・看護を地道に取り組んだ結果であり、一定の成果について評価をすることができる。また、重要度及び難易度を「高」と設定している「介護料の支給等」については、介護料の支給を適切に行うとともに、訪問支援については、「被害者援護促進の日」や訪問支援システムの活用により、年度計画の目標値を上回る成果をあげている。 以上の取組は、年度計画における所期の目標を達成していると認められるためB評価とした。</p>

							以上により被害者援護業務等において難易度高と設定している2項目を初めとして他の項目の取組を総合的に判断し、B評価とするものである。
① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。 また、療護施設機能一部	① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。 （注2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、	① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。 （注2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 （注3）「プライ	＜主な定量的指標＞ ・遷延性意識障害からの脱却者数 ＜その他の指標＞ ・療護施設への入院希望者の待機期間 ＜評価の視点＞ ・各療護施設において、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。	＜主要な業務実績＞ 1) 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MR I、PET等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かく質の高い治療・看護を実施。 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を実施。 ①千葉療護センターにおいて、磁気共鳴断層撮影装置（MR I）を令和4年3月に、東北療護センターにおいて、超音波診断装置を令和3年1月に更新。 ②療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り共同研究を行うと共に、学会等の場において、大学との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献。 各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的な開催など、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。 ③ 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善度について分析し、令和4年3月に公表。分析の結果、平成17年6月1日から令和3年5月31日までの16年間に退院した患者（1,036人）並びに平成28年6月1日から令和3年5月31日までの5年間に退院した患者（339人）のいずれにおいて	＜評定と根拠＞評定：B 療護施設における従来からのワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、コロナ禍等の外的要因に影響を受けつつも電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施して待機期間を可能な限り短縮に努めた。 また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療・看	評定 B ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

<p>委託病床（以下、「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。</p> <p>② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営する。</p> <p>③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべ</p>	<p>仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>(注3)「プライマリーナースィング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>(注4) 脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。</p> <p>② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び他</p>	<p>マリーナースィング」とは、同じ看護師が1人の患者を主担当として継続して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>② 再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学等の研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>(注4) 「遷延性意識障害」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮を図られているか。 ・関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消に向けて、新たに小規模委託病床を設置することを検討し、実施できているか。 ・事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。 	<p>も、入院時ナスバスコア平均値に対し、退院時ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、入院時ナスバスコアの重症度別にみた場合も、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果を確認。</p> <p>過去5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。</p> <p>3) 療護施設機能一部委託病床では、令和3年8月に療護センター長等会議、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者連絡会議、11月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を開催。病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施。</p> <p>4) 藤田医科大学病院に設置している「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を実施。</p> <p>5) 待機期間の短縮を図るため、コロナ禍等の外的要因の影響を受けつつも、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のための事前調査については、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、弾力的な運用を引き続き実施することで待機期間を可能な限り短縮することに努めた。また、国が設置する「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」でとりまとめられた報告書に基づき、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年7月に「小規模委託病床」の公募を行ったものの、コロナ禍の影響等もあり、応募病院がなかった。継続して候補病院を探し、令和4年3月に再公募を行い、令和5年1月頃の受け入れを目指して調整を進めているところ。</p> <p>6) また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が</p>	<p>護及び脳神経外科医育成の取り組みが行われているほか、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。</p> <p>このほか、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年7月に「小規模委託病床」の公募を行ったが、コロナ禍の影響により応募病院がなかった。引き続き候補病院を探し、令和4年3月に再公募を行い、令和5年1月頃の受け入れを目指して調整を進めている。</p> <p>こうした療護施設におけるきめ細かく質の高い治療・看護等が提供されたこと等により、28の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると37人となった。</p> <p>以上により、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 質の高い治療・看護を実施することはもちろんのこと「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書に基づき、以下に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合やコロナ禍等の外部要因に強く影響を受けるものであるが、
---	---	---	--	---	---

<p>く、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。</p> <p>あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。</p> <p>【指標】 ・療護施設全体の待機期間 (前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均待機期間3ヶ月)</p> <p>【難易度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態によ</p>	<p>の委託病床)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>③ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営します。</p> <p>④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めま</p>	<p>とは、脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。</p> <p>③ 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>④ 令和2年度に拡充した「一貫症例研究型委託病床」(注5)について、急性期から慢性期までの連続した治療と看護、リハビリ等の臨床経過の観察、症例研究を行い、遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、遷延性意識障害者</p>		<p>安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から療護施設看護の一環として一部の療護施設で実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。</p> <p>こうした取組により治療効果を高めた結果、令和3年度は28の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると37人となった。</p>	<p>個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けて継続的に取り組むとともに、関東地方における待機患者の解消を図るため、「小規模委託病床」の設置を進める必要がある。</p> <p>・昭和59年設置の千葉療護センターの老朽化については、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備するとともに、「リハビリの充実」等利用者ニーズを踏まえた機能強化を検討する必要がある。</p>	
---	--	---	--	---	---	--

<p>り療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。</p> <p>④ 以上の取組により治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を116人以上とする。</p> <p>(注)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう</p>	<p>す。</p> <p>あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。</p> <p>⑤ 以上の取組により治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却(注5)者数を116人以上とします。</p> <p>(注5)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。</p>	<p>に精通する脳外科医等の育成を図ります。また、病床を拡充し、症例研究等をさらに推し進めます。</p> <p>(注5)「一貫症例研究型委託病床」とは、急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療と看護、リハビリ等の臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな委託病床のことをいう。</p> <p>⑤ 療護センター長等会議等において病床や入院審査の</p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

あり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮を図ります。
あわせて、待機患者数が多い関東地区に療護施設を設置します。

また、療護センターの老朽化について、質の高い治療・看護を提供し、被害者団体等からのリハビリの充実等のニーズを踏まえた機能強化の実現に向けた検討を行うとともに、引き続き、国と連携して、療護施設全体の今後のあり方を検討します。

⑥ 以上の取組により治療効果を高め、令和3年度中の遷延性意識障害からの脱却（注6）者数について、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含め24人以上とすることを目指すとともに、ナスバスコアの改善を図ります。

また、「遷

		<p>延性意識障害「度評価表」を用いた治療改善度を公表します。さらに、療護施設看護の一環として、療護看護プログラム（注7）を実施して、技術向上を図ります。</p> <p>（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。</p> <p>（注7）「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。</p>				
<p>【重要度：高】「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。</p>	<p>① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させ</p>	<p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。また、介護料受給者及びその家族（以下「受給者等」という。）へ</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援実施率、実施人数 ・新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数 ・コーディネーター養成研修修了者割合 ・介護料受給者 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 介護料の支給 障害の程度、介護の状況等に応じ4,815人に対し、介護料3,894百万円を支給。</p> <p>2) 訪問支援の充実・強化</p> <p>①令和3年度には同年度の新規認定者107人を含む4,091人に対して訪問支援を実施し、令和2年度末の介護料受給資格者数（4,720人）に対する割合については86.7%。</p> <p>②「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、受給者支援業務システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 介護料の適切な支給を行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、受給者支援業務システムを活用した業務の効率化や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてリモート方式による訪問支援の試行実施等により、目標</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 新規認定者に対する訪問支援は98.2%で目標未達となっているが、新規認定者のうち2名が年度末の認定かつ体調不良のため年度内に訪問支援が行えなかったことによるものであり、やむを得ないと考えられる。一方、介護料受給者に対する訪問支援実施率、コーディネーター養成研修修了者割合、介護料受給者との交流会実施回数、介護支援効果に関</p>

<p>① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料支給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料支給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年</p>	<p>ます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。</p> <p>あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成2</p>	<p>の相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合を65%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施します。</p> <p>あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向けた課題の洗い出しのため、訪問支援のリモート化を試行しながら、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援を効果的に実施するとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。</p>	<p>との交流会実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援効果に関する評価度 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護料支給実績（受給者数、支給額） ・短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。 	<p>率的に実施するとともに、訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用し、受給者等への情報発信を充実。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまでの対面による訪問支援に加え、令和3年度はリモート方式による訪問支援を試行実施して、感染リスクを回避しつつ切れ目のない訪問支援を実施。</p> <p>③訪問支援の結果については、協力病院等や被害者団体等との意見交換の場においても活用し、より効果的な訪問支援を推進。</p> <p>3) コーディネーターの養成 被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を進め、令和3年度末時点でコーディネーター養成研修の修了者は平成28年度末全職員数の21.0%。また、令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター（現行のコーディネーターはⅠ種）の養成を開始。</p> <p>4) 短期入院・入所費用の助成 受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所の利用を促進するため、1,072人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として51百万円の費用を助成。</p> <p>5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進</p> <p>①協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所の主催により開催し、情報共有と事例検討等による利用促進に向けた意見交換を実施。なお、コロナ禍の感染リスク回避のため、全ての主管支所でWEBを活用した意見交換会とした。</p> <p>②協力病院等への訪問や協力病院等での交流会開催等を通じて、患者等の受入条件・受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を入手し、訪問支援等の際に受給者等に案内する一方で、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等及び協力病院等からの利用前の相談対応や利用後のフォローアップを通じて協力病院等の利用を促進。</p> <p>6) 受給者等の交流会の開催等</p> <p>①受給者等の交流会を全国各支所で延べ55回開催。なお、コロナ禍の感染リスク回避のため、</p>	<p>を上回る訪問支援を実施し、かつ訪問支援を開始した平成19年度以降最高となる訪問支援率になったほか、短期入院等の利用促進や交流会実施等についても確実に取り組んでいる。</p> <p>また、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまでの対面による訪問支援の実施が困難となったことから、令和3年度にリモート方式による訪問支援を試行実施した結果、対面とリモート方式との併用により、感染リスクの回避を図りつつ、切れ目のない訪問支援が実施できたこと。併せて、日程調整の容易さや経費削減等の効果が得られ、受給者等及びNASVA双方にメリットがあることが確認できたことから、令和4年度より本格運用することとする。</p> <p>また、引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提供をはじめ、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施することとする。</p>	<p>する評価度といったその他の定量的指標はすべて目標を満たしており、特に介護料受給者に対する訪問支援実施率は目標値65%に対し86.7%と、達成率133.4%となっていることは評価できる。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標と同程度の業務実績が認められるため、B評価とした。</p>
--	--	--	--	--	---	---

<p>度までに平成28年度末全体職員の18%以上とする。</p> <p>【難易度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。</p> <p>② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下、「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院</p>	<p>8年度末全職員の18%以上とします。</p> <p>② 国と連携しつつ、介護料受給者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用</p>	<p>さらに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、コーディネーター養成研修の修了者（令和3年度）を平成28年度末全職員数の20%以上とします。</p> <p>② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。</p> <p>また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。</p> <p>さらに、協力病院等への</p>		<p>WEBを活用した交流会（46回）を実施（集合型は9回実施）。</p> <p>②交流会の場において、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て介護料制度の説明、災害対策や成年後見制度に関する勉強会等を開催。</p> <p>③介護用品の紹介や、協力病院等の施設情報や防災情報等に関して情報提供。</p> <p>④東京主管管内においては、宮古島バーチャルツアー、「ギター流し」によるオンライン生演奏やコロナ禍での過ごし方をテーマにした意見交換など、新型コロナウイルス感染症の感染が続く中で外出自粛を余儀なくされている受給者等の心のケアを考慮した新しい交流会を開催。</p> <p>7) 介護に関する相談支援等の実施</p> <p>①主管支所に介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員を配置し、1,065件の相談に対応し、介護に関する知識・技術等を提供。</p> <p>②有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係るあり方検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を実施。</p> <p>③上記の意見交換会の検討を踏まえ、国土交通省と連携し、NASVAホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供。</p> <p>④災害時安否確認のために受給者等の緊急連絡先を把握するとともに、令和3年7月の中国・九州豪雨、同年8月の全国的な前線の影響による大雨、令和4年3月の東北地震において、被災地域の受給者に対して安否確認を実施。</p> <p>8) 介護支援効果に関する評価度 介護料受給者の家族に対するアンケート調査の結果、目標値の4.39を上回る4.47の評価。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。</p> <p>また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討</p>	<p>者への的確に情報提供します。</p> <p>また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。</p> <p>④ 相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族か</p>	<p>訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施します。</p> <p>加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。</p> <p>③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への参画等の協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換</p>								
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>を行う。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査票回収率 (前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均回収率58.2%) 	<p>らの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。</p> <p>また、介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。</p> <p>さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。</p> <p>⑤ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について</p>	<p>や交流を通じた受給者等の支援を実施します。</p> <p>なお、受給者等との交流会を全支所年1回以上開催します。</p> <p>加えて、上記活動を通じ、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。</p> <p>④ 主管支所の在宅介護相談窓口によって、受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に受給者等に連絡し安否の確認を行います。</p> <p>また、介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページ等を活用し効果的に提供します。</p> <p>さらに、受給者等のニー</p>								
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>て、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。</p>	<p>ズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。</p> <p>⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和3年度）について、4.39以上とします。</p>				
--	--	---------------------------------	--	--	--	--	--